

■国保都道府県単位化に伴う条例改正について

○国民健康保険の制度改正（都道府県単位化）に伴う規定の改正

1 制度改正の背景

■国保の構造的な問題■

- ・小規模市町村ではリスク分散が困難。
- ・所得の低い加入者が多い。
- ・所得や医療費、保険料の地域差が大きい。

■市町村個別の課題■

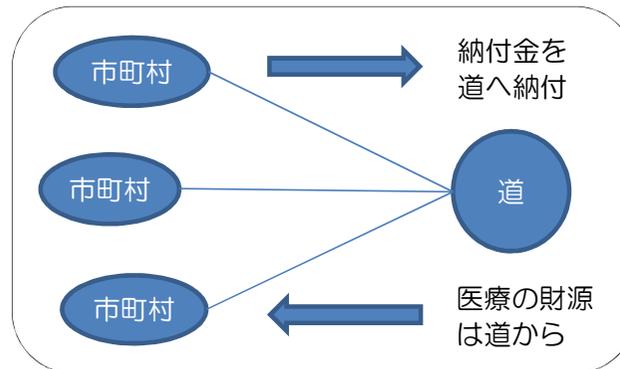
- ・法定外の繰入及び赤字の原則解消。
- ・健康づくりなどの医療費適正化の推進。
- ・保険料収納率の向上。

【現行】市町村が個々に運営



- ・市町村からの要望
- ・国の財政支援の拡充

【H30～】道が市町村とともに運営



改正による効果

- 負担の公平化■
→保険料の平準化と「見える化」の推進。
- 財政の安定化■
→赤字の発生や繰入の必要性が減少。
- 事務の広域化推進■
→事務の標準化による市町村事務の効率化。

保険料の決定や収納、保険証の発行、医療費の支払い等は、引き続き市町村が行う。

2 条例改正の主な内容

(1) 賦課総額の算出方法の改正

制度改正に伴う国民健康保険法施行令の改正に合わせ、これまでの保険給付費等の関連歳出の額から国や道から交付される補助金等の公費等の関連歳入の額を差し引く賦課総額の算出方法から、道から割り当てられる納付金等の合算額から市に直接交付される公費、繰入金等の合算額を差し引く賦課総額の算出方法に改正を行う。

(2) 減免額の総額を賦課総額に合算する改正について

国民健康保険法施行令では、減免を行う場合は、減免額の総額を賦課総額に合算できるとされているが、これまで札幌市では、減免額の総額は賦課総額に合算せずに保険料の算定を行っていた。

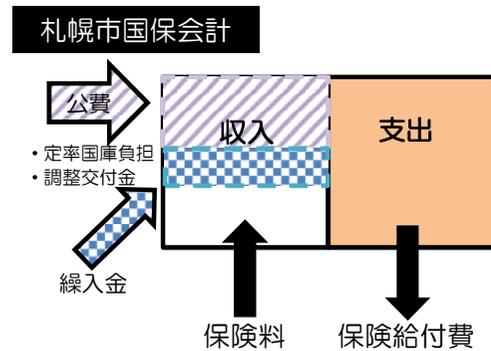
制度改正に伴い、保険料の予算と決算のかい離を少なくするため、国民健康保険法施行令に定めるとおり、減免額の総額を賦課総額に合算する改正を行う。

(3) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算出に用いる被保険者数及び世帯数の定義の変更

制度改正に伴う条例参考例の改正に合わせ、これまで被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、当該年度の「初日」における被保険者数及び世帯数を用いて算出を行っていたが、年度途中で被保険者数や世帯数の変動の影響を少なくするため、当該年度の「前年度及びその直前の2年度の各年度における被保険者数及び世帯数等を勘案した数」を用いて算出を行うよう改正を行う。

賦課総額の算出

【現行】

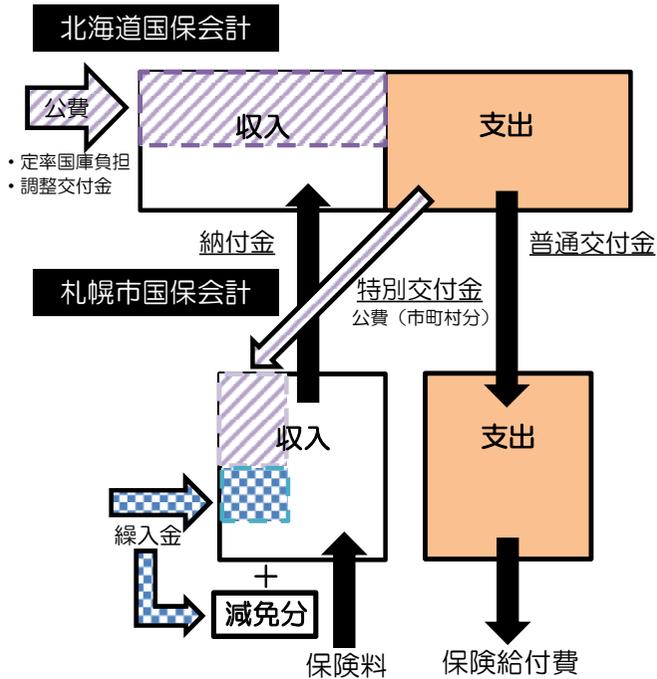


均等割額及び平等割額の算出

【現行】

当該年度の「初日（4月1日）における被保険者数及び世帯数」を用いる。

【改正後】



【改正後】

当該年度の「前年度及びその直前の2年度の各年度における被保険者数及び世帯数等を勘案した数」を用いる。

納付金制度

道全体の給付費の支払い総額から公費等を差し引き必要な納付金総額を決め、市町村に納付金を割り当てる。

納付金の割り当ては、市町村の所得水準や医療費水準を反映し、所得や医療費の高い市町村は多く負担する仕組みとなっている。

保険給付費の原資の変更

現行では、保険料や公費を原資に保険給付費を支出していたが、改正後では、保険給付費の支出に必要な額がすべて道から保険給付費等交付金（普通交付金）として交付され、それを原資に支出する。

減免分の賦課総額への合算

現行では、減免額の総額は賦課総額に合算していなかったが、改正後では、保険料の予算と決算の乖離を少なくするため、減免額の総額を賦課総額に合算する。

札幌市基金条例の一部を改正する条例案

平成30年4月から実施される国民健康保険の制度改革(都道府県単位化)に対応するため、国民健康保険支払準備基金の規定を次のとおり改める。

<改正の理由について>

現行の国民健康保険支払準備基金(以下「国保基金」という。)は保険給付に限定した規定となっているが、制度改革後は、保険給付に必要な費用は全額都道府県から交付され不足を生じることがなくなる一方、都道府県に納付しなければならない納付金などその他の科目については収入不足等により予算に不足を生じる可能性があることから、国民健康保険事業に必要な場合に国保基金の処分ができるよう規定を改めるもの。

【基金条例改正案】

現 行	改 正 後 (案)
第5条 (剰余金の積立て) 1 基金会計の各年度において生じた剰余金の全部又は一部は、基金として積み立てるものとする 2 前項の規定によるもののほか、一般会計の各年度において生じた剰余金は、当該剰余金の2分の1を下らない額を財調基金又は減債基金に、国民健康保険会計の各年度において生じた剰余金は、 <u>保険給付に要した費用の前3年度の平均年額に相当する額に達するまで国保基金に、介護保険会計の各年度において生じた剰余金は、介護基金に、それぞれの基金として積み立てるものとする。</u>	第5条 (剰余金の積立て) (変更なし) 2 前項の規定によるもののほか、一般会計の各年度において生じた剰余金は、当該剰余金の2分の1を下らない額を財調基金又は減債基金に、国民健康保険会計の各年度において生じた剰余金は国保基金に、介護保険会計の各年度において生じた剰余金は介護基金に、それぞれの基金として積み立てるものとする。
第8条 (積立基金の処分) 3 <u>国保基金は、国民健康保険給付に要する経費に充てる財源に不足を生じた場合に限り、これを処分することができる。</u>	第8条 (積立基金の処分) 3 国保基金は、次に掲げる場合に処分することができる。 (1)国民健康保険事業に要する経費に充てる財源に不足を生じた場合。 (2)国民健康保険事業の円滑な運営に必要な場合において、予算で定めるとき。